

小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度のご案内 (利用者の方へ)

小金井市では、所得の低い利用者の方の訪問介護等のサービスの利用促進などを目的として、「小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度」を実施しています。

対象となる利用者の方が訪問介護等のサービスを利用する場合、負担割合は10%ではなく、6%相当額になります。(4%は市から助成されます。)

対象となるサービス

- ① 訪問介護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 第1号訪問事業

対象者

要介護または要支援認定を受けている方等で、世帯で住民税が課税されていない方。ただし、生活保護受給されている方等の一部の方は除きます。詳しくはお問い合わせください。

助成を受けるまでの流れ

- ① 小金井市に、「助成認定申請書」を提出します。(小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定申請書)
 - ② 小金井市は対象となるか調査し、後日「助成認定証」を郵送します。(小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証)
 - ③ 利用者の方が訪問介護等のサービスを利用する場合、**訪問介護等事業者**に、「助成認定証」を提示してください。利用者の方が訪問介護等事業者を支払う金額は、費用の10%ではなく、6%相当額になります。(差額の4%は後日小金井市から訪問介護等事業者を支払うため、利用者の方の用意する金額は少額で済みます。)
- ※ 訪問介護等事業者によっては、6%相当額負担でのサービス利用が出来ないこともあります。その場合は小金井市にご相談下さい。

有効期限

申請のあった月の初日から翌年度の7月31日までとなります。(4月から7月に申請があった場合は、当該年度の7月31日まで。)一度認定を受けた方も毎年更新の申請が必要です。

このお知らせについて、何か不明な点等がございましたら、担当ケアマネジャーもしくは問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係

電話 042-387-9822